

令和元年度補正予算
令和2年度予算概算決定
の概要

令和元年12月

食料産業局知的財産課

○令和元年度知的財産課補正予算の概要

事業名	予算額 (百万円)	頁
地理的表示保護制度緊急対策委託事業	39	1
植物品種等海外流出防止対策強化事業	312	2※
計	351	

○令和2年度知的財産課予算概算決定の概要

事業名	概算決定額 (百万円)	頁
植物品種等海外流出防止総合対策事業	137	2※
農業知的財産保護・活用支援事業	78	3
地理的表示保護制度活用総合推進事業	111	4
計	326	
(他部署計上の予算)		
アジアにおける植物品種保護制度整備支援事業	40	5
アセアン地域の大学と連携した食産業人材育成促進事業	124	6
アジア諸国への野菜新品種の導入及び育種素材としての活用支援事業	16	7

※「植物品種等海外流出防止対策強化事業」は「植物品種等海外流出防止総合対策事業」の資料中にあわせて掲載

<対策のポイント>

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、地理的表示（GI）の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、日EU・EPAを踏まえたGIの相互保護の活用に向け、EUにおける制度調査等を実施します。

<政策目標>

地理的表示製品の国内登録数の拡大（200産品 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

EUのGI監視スキーム等実態調査

平成31年2月に発効された日EU・EPA協定においてGIの相互保護を開始。【日本：48産品 EU：71産品】

GI侵害の排除はEU加盟国がそれぞれ国内法により実施するため、加盟国全ての監視スキーム等を把握する必要があり、EUにおける制度調査等を実施。

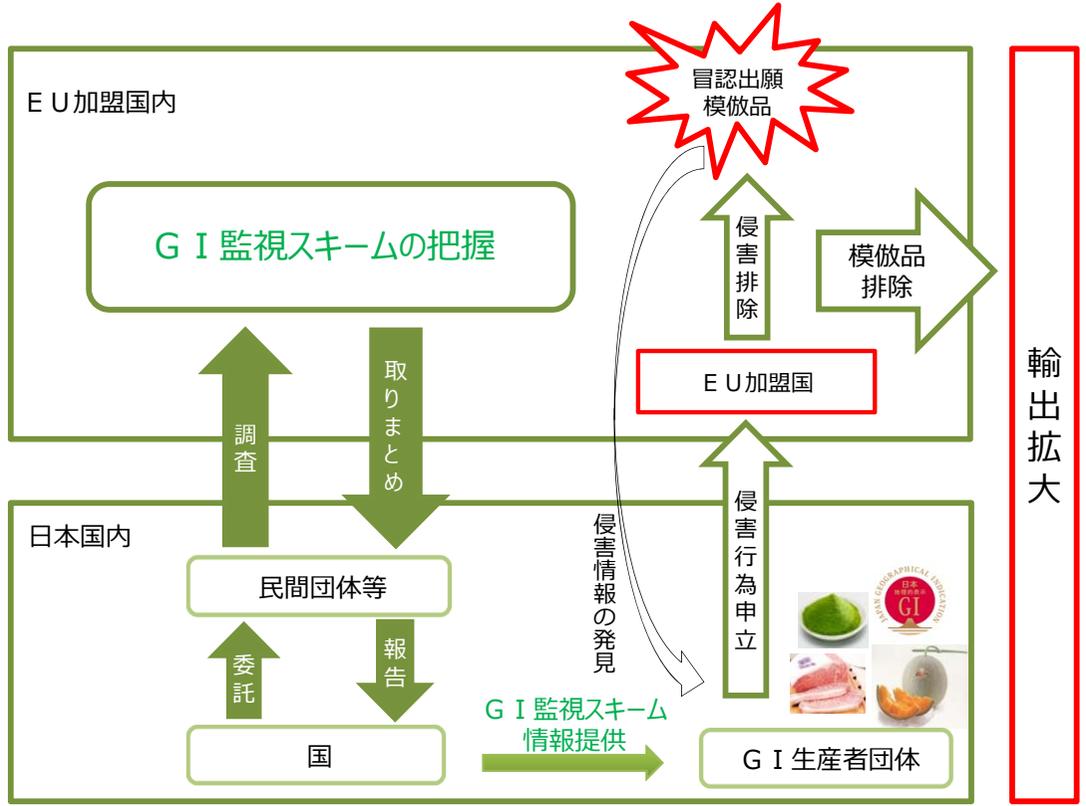
- GI制度の概要（監視スキーム、紛争処理方法）
- GI紛争事例
- 対抗手段（行政、司法、民事手続き）

これにより侵害行為に適切・迅速に対応し、輸出拡大に貢献。
※平成30年度補正事業において、優先度の高い6か国を調査中

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要となる技術的課題の解決、**東アジアにおける品種保護制度の整備を促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数の増加（100品種 [令和4年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

② 海外育成者権侵害対策

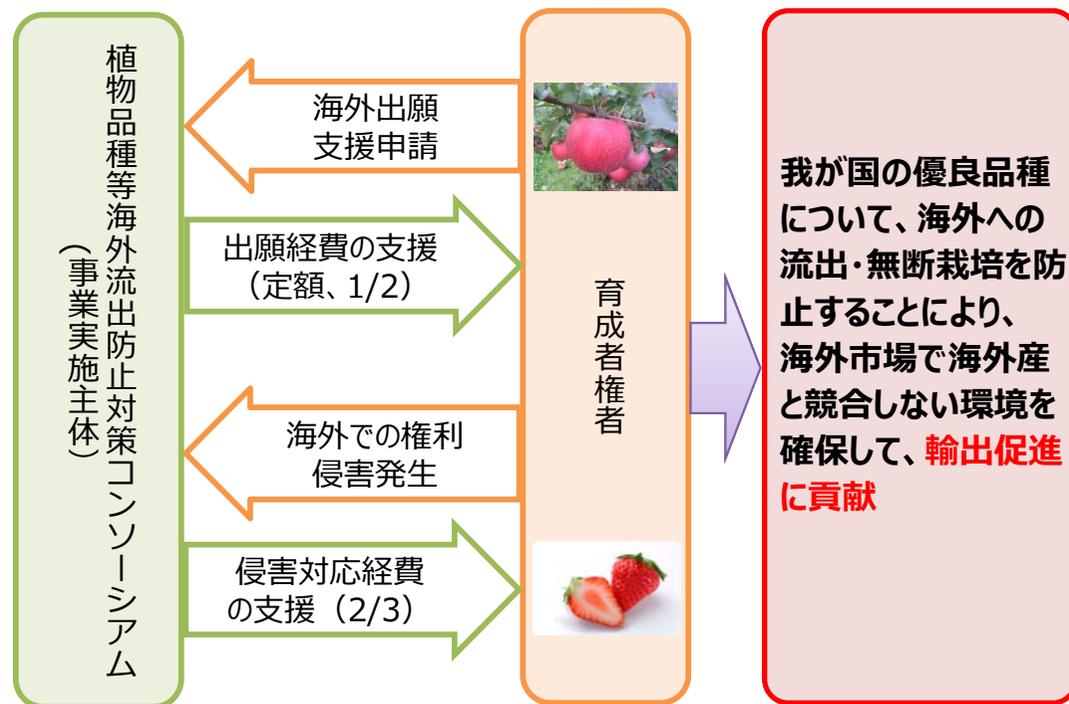
我が国で育成された品種の海外における育成者権侵害に対応するための調査・対策費用を支援します。

③ 種苗資源の保護

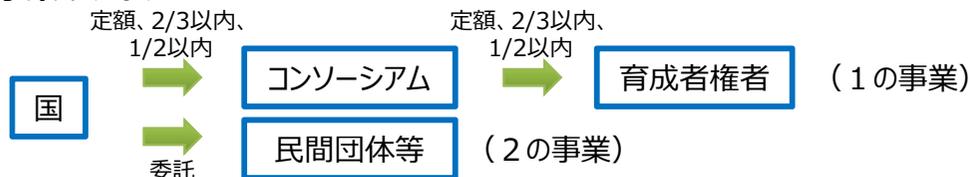
種苗生産の維持が困難となっている伝統野菜等の優良品種の種苗資源を保存する取組を支援します。

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

海外における植物品種保護等を促進するため、品種保護に必要となる技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、**農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供**により、品種開発者やグローバル産地が連携した我が国としての**一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策**を支援するほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援します。

<政策目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外における育成者権の取得及び保護・侵害対策

① 海外における育成者権の取得支援

海外において知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、海外の市場規模や侵害リスク情報等を収集し、品種開発者やグローバル産地に提供することで海外で必要な品種登録が行われるよう一元的に支援します。

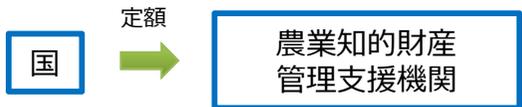
② 海外における優良品種の保護、侵害対策の強化

海外における登録品種の無断栽培の防止等のため、農業知的財産管理支援機関が一元的に海外の侵害状況を監視・把握し、品種開発者が行う権利行使を支援することにより実効性のある侵害対応を実現するための経費等を支援します。

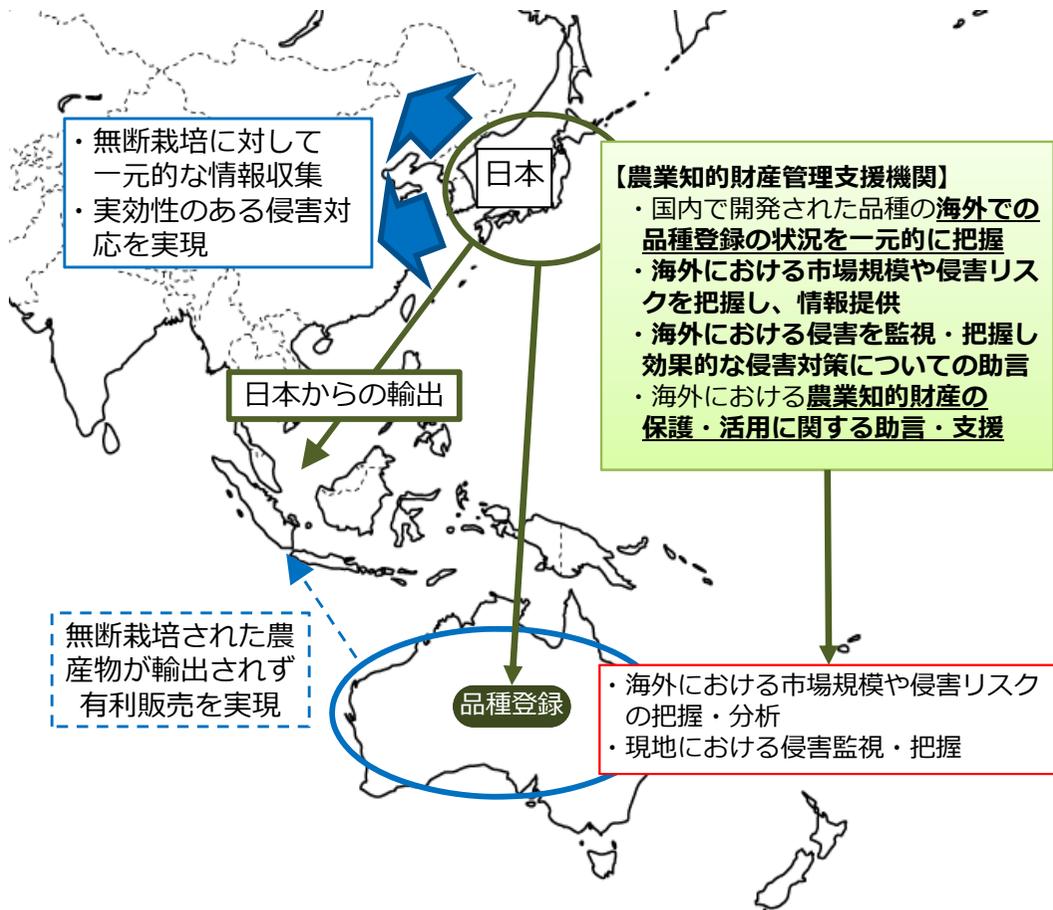
2. 農業知的財産に関する相談窓口

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた助言、支援を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

地理的表示 (GI) 保護制度の活用及びGIの海外との相互保護実現のため、**GIの登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、海外における模倣品の実態調査を踏まえ、海外における我が国GI製品の保護・侵害対策を支援します。**

<政策目標>

地理的表示製品の国内登録数の拡大 (200製品 [令和11年度まで])

<事業の内容>

1. 地理的表示保護制度活用促進事業

国内外におけるGI登録申請、海外での侵害対策、展示会の開催等を支援します。

① GI保護制度の推進

GIの申請を支援する窓口 (GIサポートデスク) を設置します。
 また、海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用への対応を支援します。

② 地理的表示保護制度理解促進

GI製品の紹介やGI保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。

2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業

海外でのGI製品の名称等を監視し、世界に向けて我が国GI製品の情報発信を行います。

① 海外知的財産保護・監視委託事業

海外での我が国GI製品の模倣品やGI製品の名称を監視します。

② GI製品情報発信委託事業

国内外の事業者及び消費者に向けて、GI製品の魅力を複数言語で発信します。

<事業イメージ>

【GIの登録推進・普及促進】

1 ①GI保護制度の推進

GI保護制度活用支援窓口 (GIサポートデスク) の設置



地域産品をGI登録

1 ②地理的表示保護制度理解促進

GIフェスティバルの開催



2 ②GI製品情報発信委託事業

国内外に日本のGI製品の魅力をHPで発信



【海外でのGI侵害対策を通じた我が国食料産業のグローバル化を促進】

2 ①海外知的財産保護・監視委託事業

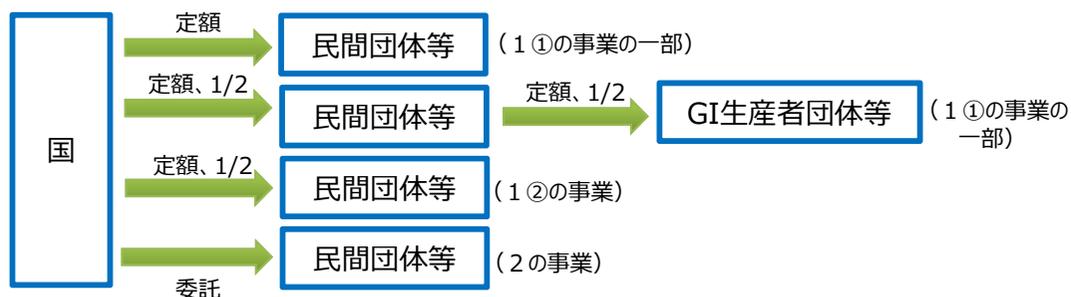
農林水産知的財産保護
 コンソーシアム
 ・GI不正使用の監視
 ・模倣品調査

不正
 使用
 発見!

1 ①海外でのGI保護・侵害対策

海外でのGI保護のため、
 ・GIの海外への申請等を支援
 ・GI侵害対策に必要な経費等を支援

<事業の流れ>



<対策のポイント>

アジア各国の「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）に基づいた植物品種保護制度の整備のため、UPOV制度のベネフィットの周知・啓発、法整備支援、地域内の審査協力の取組を支援します。

<政策目標>

今後10年間でアセアン加盟国10か国の過半がUPOV加盟 [2027年まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. UPOV制度のベネフィットの周知・啓発

UPOV条約に即した植物品種保護制度の導入の社会経済的インパクトを把握するとともに、各国のハイレベル等にUPOV制度のベネフィットを周知・啓発します。

2. UPOV条約に即した法整備の支援

UPOV事務局の法令専門家による各国の法令協議、各国担当官向けのワークショップ等を実施します。

3. 地域内における審査の協力

UPOV加盟国間の出願・審査手順の調和のための取組や、審査の地域内協力の枠組みづくりを支援します。

東アジア各国のUPOV加盟状況 (2019年12月)

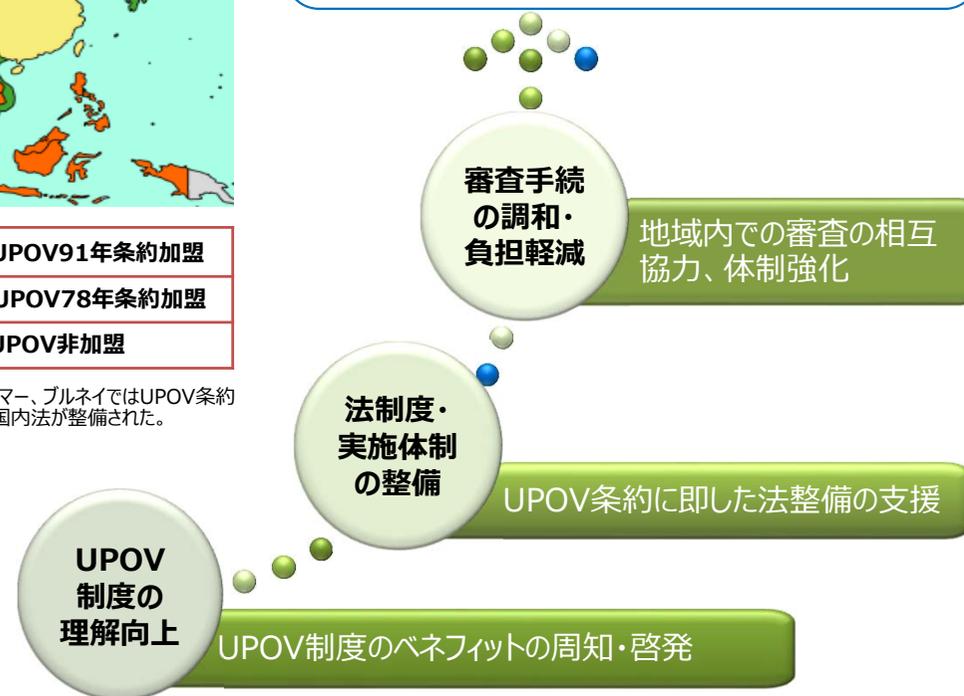


■	UPOV91年条約加盟
■	UPOV78年条約加盟
■	UPOV非加盟

※ ミャンマー、ブルネイではUPOV条約に即した国内法が整備された。

アセアン諸国のUPOV加盟

→国際水準で新品種が保護される環境が整備される
アセアン各国：品種開発が進み農業が発展する
我が国：日本の新品種が海外で保護される



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
5 (2) 食料産業局知的財産課 (03-6738-6444)

<対策のポイント>

食産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際標準化を促進するため、アセアン地域の主要大学において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品に関するバリューチェーン専門の講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

<政策目標>

4か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を合計50人以上養成 [令和5年度まで]

4か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化

[令和5年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

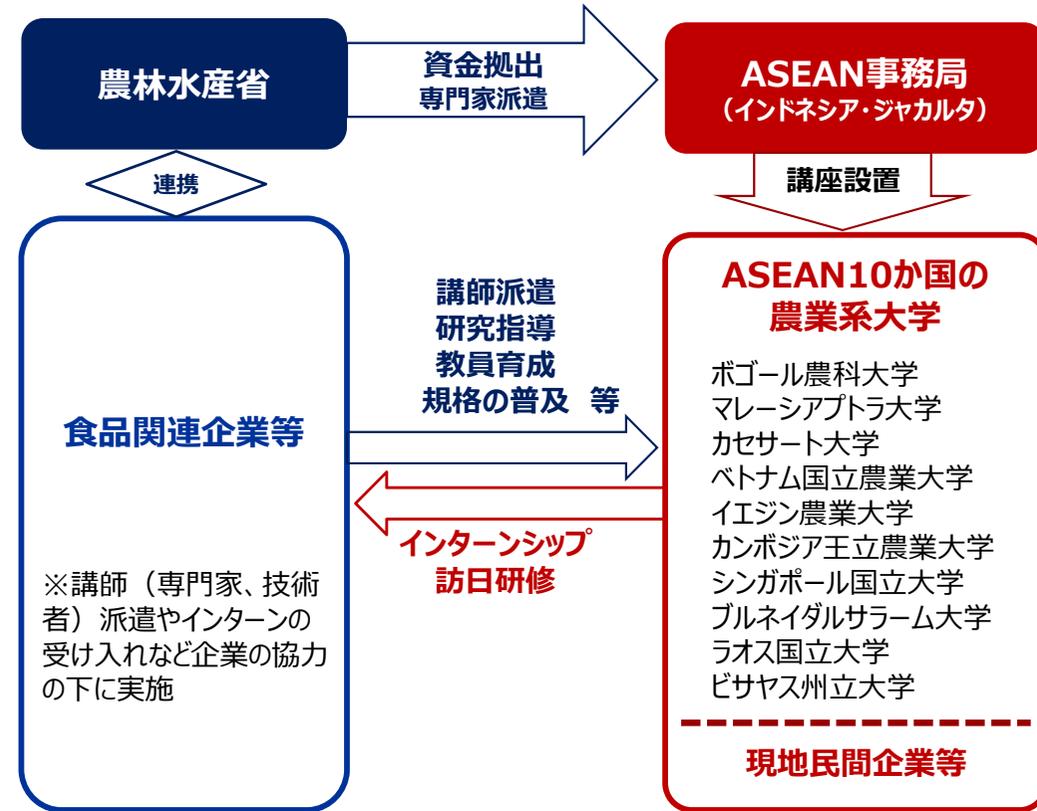
アセアン諸国の連携大学等での専門講座等の実施

アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、食文化、農業、金融、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、実践的な学習、研究活動等を支援します。

連携大学において現地民間企業や政府機関等も対象に、日本が先行する分野の試験方法規格、日本発の食品安全管理規格（JFS）等に関する講義、実習等を提供します。また、現地での研修を効率的に行うため、大学教員に対する研修を実施します。

アセアン諸国からのニーズに対応し、企業との共同研究やインターンシップを支援、さらに優秀な成績の学生等を日本に招いて研修等を行う予定です。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
 (2) 食料産業局知的財産課・食品製造課 (03-6738-6444)

アジア諸国への野菜新品種の導入及び育種素材としての活用支援事業

【令和2年度予算概算決定額 16（16）百万円】

<対策のポイント>

世界蔬菜センター（WorldVeg）が保有する野菜の品種・系統をアジア諸国と共同で評価・活用することにより、アジア途上国の栄養改善を図るとともに、我が国の種苗産業の海外展開に必要な環境整備を推進します。

<政策目標>

アジア諸国に優良野菜品種が10以上導入され、貧困削減や栄養改善に貢献 [令和2年度まで]

我が国の種苗産業の国際競争力を高め、アジア諸国における事業展開を支援 [令和2年度まで]

<事業の内容>

アジア諸国への野菜新品種の導入等の活用支援事業

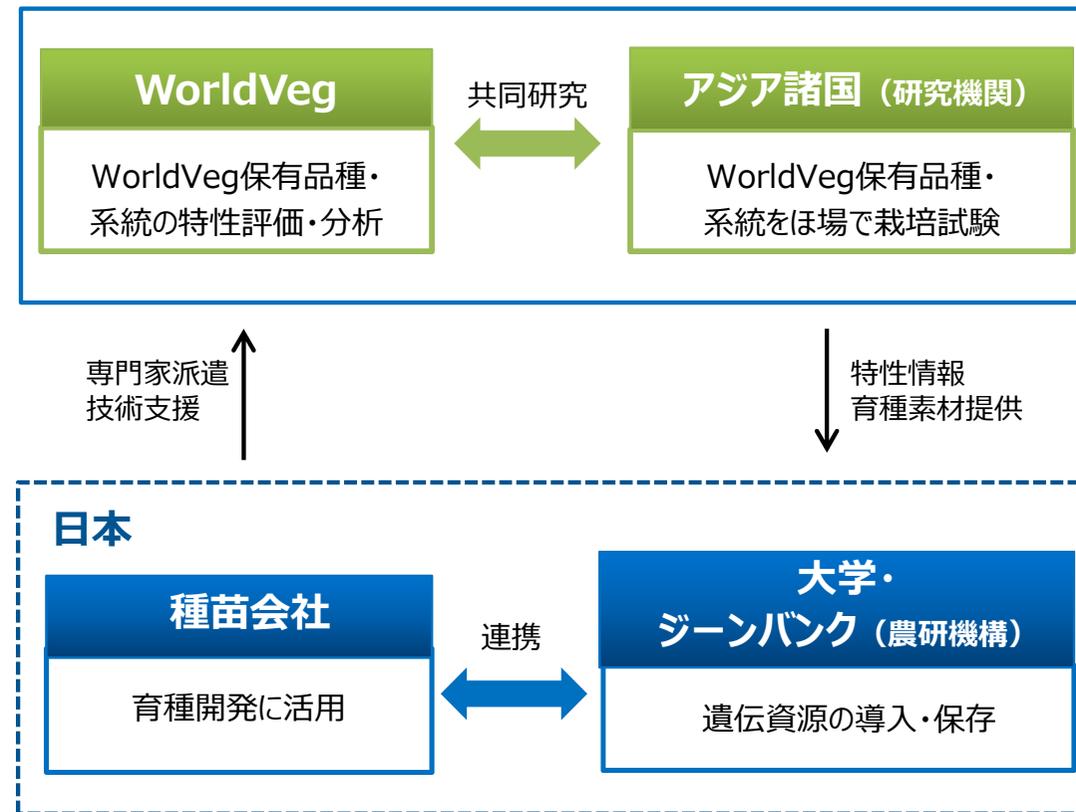
アジア途上国では自国に適した品種の選抜・導入が遅れている一方、急速に成長するアジア地域は我が国の種苗産業の有望な市場であり、有望な遺伝資源を活用し、優良な野菜品種をアジア地域に導入するなど、我が国の種苗産業の国際競争力の強化に向け、官民が一体となった取組に期待が高まっています。

このため、世界蔬菜センター（WorldVeg）が保有する野菜品種・系統について、WorldVeg、アジア諸国の研究機関、我が国関係機関の連携により、アジア諸国の栽培環境等に適した品種を評価・選抜するとともに、優良な野菜品種・系統のアジア諸国への導入や我が国への育種素材としての活用を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
(2) 食料産業局知的財産課 (03-6738-6444)